第一項の表四九五の項を次のように改める。

495	削除

第一項の表五五〇の項を次のように改める。

550	削除

第一項の表五七四の項を次のように改める。

574	削除

第一項の表五八一の項を次のように改める。

581	削除

第一項の表六〇一の項を次のように改める。

601	削除

第一項の表六三二の項を次のように改める。

632	削除

第一項の表六七一の項を次のように改める。

671	削除

第一項の表六九一の項を次のように改める。

691	削除

第一項の表七二六の項を次のように改める。

726	削除

第一項の表七四〇の項を次のように改める。

740	削除

第一項の表七七四の項を次のように改める。

774	削除

第一項の表七九八の項を次のように改める。

798	削除

第一項の表八〇七の項及び八〇八の項を次のように改める。

807	削除
808	削除

第一項の表八一五の項を次のように改める。

815	削除

第一項の表八三二の項を次のように改める。

832	削除

第一項の表八三六の項を次のように改める。

836	削除

第一項の表八七一の項を次のように改める。

871	削除

第一項の表八八二の項を次のように改める。

882	削除

十九　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項中「(234.20)」を「(240.60)」に、「(100.40)」を「(100.30)」に改める。

第一項の表七九の項を次のように改める。

79	削除

二十　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項中「(309.70)」を「(309.60)」に、「(447.40)」を「(447.30)」に改める。

第一項の表八四の項を次のように改める。

84	削除

第一項の表一一四の項を次のように改める。

114	削除

第一項の表一三四の項を次のように改める。

134	削除

第一項の表一三七の項を次のように改める。

137	削除

第一項の表一四四の項を次のように改める。

144	削除

第一項の表一五二の項から一五四の項までを次のように改める。

152	削除
153	削除
154	削除

第一項の表一五六の項を次のように改める。

156	削除

第一項の表一七五の項を次のように改める。

175	削除